

# 年金だよい

第31号  
令和4年  
6月発行



## もくじ

P2 令和4年4月からの年金額について

P3-4 令和4年4月から在職老齢年金制度のしくみが変わりました

P5 令和4年4月から加給年金額の支給停止のしくみが変わりました

P6-7 こんなときには届出を

P8 ねんきんカレンダー

# 令和4年4月からの年金額について

令和4年度の年金額は、昨年度から0.4%の引下げとなりました。  
~6月に支給する4月分の年金額から反映されました~

年金額は、毎年見直しがあり、物価変動率や名目手取り賃金変動率(以下「賃金変動率」といいます。)に応じて改定され(退職等年金給付を除きます。)、6月発行の『年金だより』にて毎年お知らせしているところです。

令和4年度の場合、物価変動率はマイナス0.2%、賃金変動率はマイナス0.4%となりました。

このように賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、法律の規定により、年金額は、賃金変動率を用いて改定が行われます。

そのため、令和4年度の年金額は昨年度の年金額から0.4%の引下げとなります(生年月日等の関係で改定率には幅があり、必ずしも全ての方が0.4%の引下げとなるわけではありません。)。

なお、令和4年度は改定率がマイナスとなりますので、マクロ経済スライドは発動せず、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されることとなります。

## 参考

マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者(現役世代)の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。

この仕組みは、平成16年の年金制度改革において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

## 年金額改定通知書について

**見本**

年金額改定通知書	
年金の種類	退職共済年金
基礎年金番号	XXXX-000000 年金コード 1170
年金証書記号番号	第 8 XXXX-000000000 号
受給権者氏名	お父さん
受給権者生年月日	昭和 24 年 8 月 10 日
年金額改定通知書年月 ****年**月	
決定年金額(年額)	1,266,568 円
年金額の内訳	1,200,000 円
補助比例額	内訳・中間額 第 2・3 号 ( 円 )
	第 1 号 ( 円 )
	第 4 号 ( 円 )
職域年金額	146,322 円
職域・経過の加算額	246 円
加給年金額・加算額	0 円
長の特別加算額	
年下け加算額	
支給停止額(年額)	0 円
支給年金額(年額)	1,266,568 円
改定事由	給料再評価
変更事由	

令和 4 年 4 月分から右記のとおり年金額を改定しました。

この決定に際して御座りますことは、行政不服審査法により、この決定があつたことを知った他の個人から起算して 3 ヶ月以内に審査請求権を有する場合、その権利及び理由を付して、全国市町村職員共済組合連合会審査会に審査請求することができます。

また、この決定があつたことを知った日から 6 ヶ月以内に全国市町村職員共済組合連合会を報告し、行政不服審査法により取消請求を提起することができます。

年金制度に対する不服は、審査請求の対象になります。

令和 4 年 6 月 1 日

全国市町村職員共済組合連合会理事長

今年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の改定事由欄に「給料再評価」と表記されています。

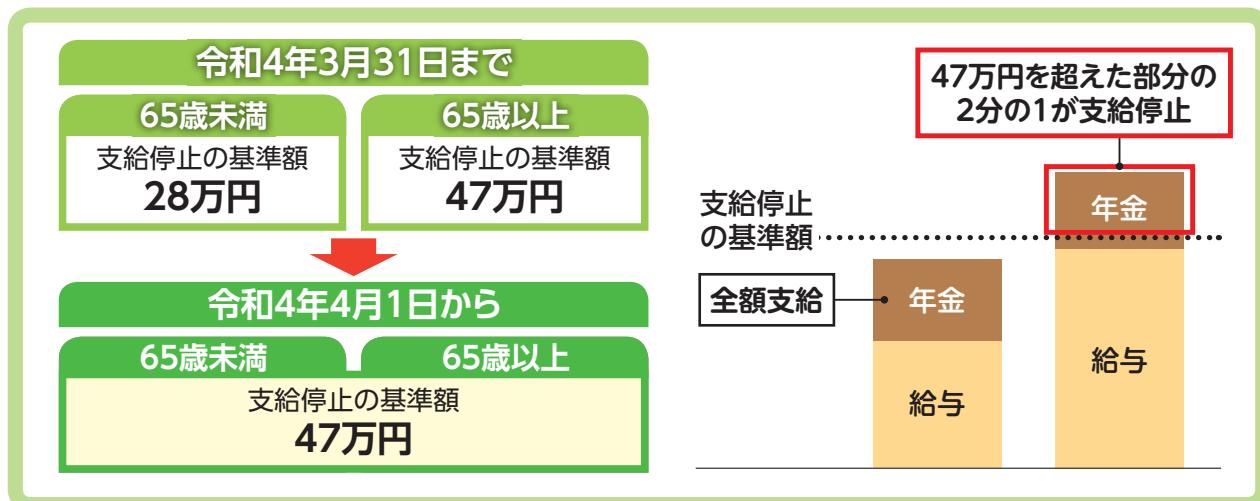
※決定年金額(年額)等が、内訳の合計額と異なる場合があります(端数計算によるもの)。

# 令和4年4月から在職老齢年金制度のしくみが変わりました

## 再就職している皆様へ

年齢到達によって発生する年金(老齢厚生年金等)の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、「給与」と「年金」の合計額が一定の基準を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。

また、これまで65歳未満と65歳以上で支給停止額の計算方法が異なりましたが、令和4年4月からは65歳以上に合わせた計算方法となりました。



## 支給停止の対象となる年金

- 老齢厚生年金・平成27年9月以前に受給権が発生した退職共済年金が対象となります。
- 加給年額<sup>※2</sup>は、老齢厚生年金等が全額支給停止となった場合(経過的加算額<sup>※3</sup>・繰下げ加算額<sup>※4</sup>・職域年金相当部分のみが支給される場合を含みます。)、支給停止となります。  
※2～※4については、4ページをご確認ください。
- 職域年金相当部分(旧3階部分)は、国家公務員または地方公務員の共済組合に加入している間は、全額支給停止となります。

### 再就職された場合、老齢厚生年金等が支給停止となる対象者

- 厚生年金適用事業所で厚生年金保険に加入している方  
(70歳以上で厚生年金保険適用事業所に勤務する方等も含みます。)

- 国会議員、地方議会議員の方

※公務員として再就職したときや、議員に就任したときには届出が必要となります。詳しくは、6ページをご確認ください。



## 支給停止額の基礎

年金の支給停止となる額は①給与の月額(総報酬月額相当額)と②年金の月額(基本月額)をもとに計算されます。

### ① 給与の月額(総報酬月額相当額)

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{当月の標準報酬月額} + \frac{\text{当月以前1年間の標準賞与額等の合計}}{12}}{12}$$

※ただし、月末に退職した方が1月以内に再就職した場合、前月の標準報酬月額を使用します。

### ② 年金の月額(基本月額)

基本月額 =

$$\frac{\text{老齢厚生年金・退職共済年金の額}^{※1} - \text{加給年金額}^{※2} - \text{経過的加算額}^{※3} - \text{繰下げ加算額}^{※4}}{12}$$

※1 複数の機関から受給している場合、全ての年金額を合算して算出することになります(退職共済年金は職域年金相当部分を除きます。)。

※2 「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときに加算される額をいいます。

※3 「経過的加算額」とは、20歳前や60歳後の期間など、老齢基礎年金の算定期間に含まれない公務員期間に係る加算額をいい、月数に応じた一定額が65歳以後の老齢厚生年金等の額に加算されます。

※4 「繰下げ加算額」とは、繰下げ受給を行った場合に加算される額です。

## 支給停止額の計算方法

総報酬月額相当額と基本月額の合計額が、支給停止の基準額47万円\*を超える場合、下記の計算による額が支給停止されます。なお、令和4年4月からは、支給停止の基準額は65歳未満でも65歳以上でも変わりません。

① 総報酬月額相当額 + ② 基本月額

47万円以下 支給停止なし(全額支給)

47万円超 支給停止あり

支給停止額(月額) = (①総報酬月額相当額 + ②基本月額 - 47万円\*) × 1/2

※47万円の支給停止の基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

※計算した支給停止額が年金額を超えるときは、年金の全部が支給停止となります。

計算例 基本月額が10万円で総報酬月額相当額40万円の場合

支給停止額(月額) (40万円 + 10万円 - 47万円) × 1/2 = 1万5千円

1万5千円が年金の支給停止額となります。

なお、現在、老齢給付以外の年金を受給されている方で、支給停止の基準額の見直しにより老齢給付の受給額の方が多くなる方は、受給する年金を老齢給付に変更する旨の申出をすることができます。詳しくは、加入されている(されていた)各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

# 宿泊施設一覧

令和4年4月現在

指定都市・市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者の皆様にもご利用いただけます。

※お申し込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧いただけます。

旅と宿

検索



ホームページ

<https://www.ctv-yado.jp/>



北海道  
札幌市

ホテルポールスター札幌

シングル朝食付 **6,500円** (税サ込)～  
ご宿泊日によっては料金に変動がございますので  
お電話にてお問合せください。当ホテルホームページ  
にて、お得なプランもご用意しております。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6-2

☎ 011-330-2531 (宿泊予約直通)  
<https://www.polestar-sapporo.com/>



北海道  
札幌市

ホテルノースシティ

シングル素泊り **8,700円** (税サ込)～  
シングル朝食付 **10,100円** (税サ込)～  
ホームページ限定の大変お得な宿泊プランをご用意  
しております。詳しくは施設に直接お問合せください。

〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西1

☎ 011-512-9748  
<http://www.northcity.or.jp/>



青森県  
青森市

アップルパレス青森

人工温泉大浴場「二股炭酸カルシウム温泉」が大好評!  
シングル1泊朝食付 **7,800円** (税サ込)～  
ツイン 1泊朝食付 **6,800円** (税サ込)～  
※お得なプランもご用意しております。詳しくはホームページをご覧ください。

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5

☎ 017-723-5610  
<https://apple-palace.com/>



宮城県  
宮城郡

パレス松洲(まつしま)

1泊2食付 **10,950円** (税サ込湯税込)～  
令和4年3月より天然温泉「松島温泉」での営業と  
なります。全室オーシャンビューによる最高の景色  
と旬のお料理でおもてなしさせていただきます。

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜38

☎ 022-354-2106  
<https://www.palace-matsushima.jp/>



山形県  
鶴岡市

うしお荘

日本海の旬の幸をご賞味ください。  
[宿泊料金]  
1泊2食付 **8,499円** (税サ込)～  
連泊プランもご用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23

☎ 0235-75-2715

<https://www.ushiosou.net/>



山形県  
南陽市

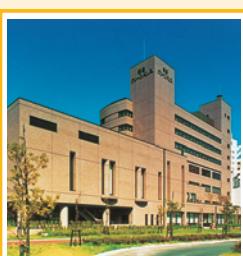
むつみ荘

山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味ください。  
[宿泊料金]  
1泊2食付 **8,983円** (税サ込)～  
連泊プランもご用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯233-1

☎ 0238-43-3035

<https://www.mutsumisou.jp/>



福島県  
福島市

ホテル福島グリーンパレス

福島駅から徒歩2分。観光、家族旅行の拠点として最適。  
シングル **5,082円** (税サ込)～、ツイン **4,961円** (税サ込・定員利用)～、和室(6、10畳) **4,961円** (税サ込・定員利用)～  
宴会、会議にも利用できます。

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53

☎ 024-533-1171

<https://www.fukushimagp.com>



北海道

東北

**茨城県／東茨城郡 大洗鷗松亭**

1泊2食付 **14,065円** (税込)～  
ご夕食は個室の食事処で四季折々の旬の食材を活かした本格会席料理をお楽しみいただけます。

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5  
☎029-266-1122  
<https://www.oarai-oushoutei.com/>

**栃木県／那須郡 那須の森ヴィレッジ**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **13,200円** (税サ入湯税込)～  
お得なパック・プランを取り揃えております。  
Wi-fi 完備の施設です。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字滝山3375-637  
☎0287-78-1636  
<https://www.nasunomori-village.jp>

**群馬県／吾妻郡 アルペンローゼ**

60歳以上の方の平日利用(日曜日を含む。)の場合、お得な特別料金をご用意しております。1泊2食付 **10,000円** (税込)他 ※土曜日 夏・冬休み GW 年末年始等は除く。草津温泉の大浴場・身障者対応家族風呂あり。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2  
☎0279-88-1300  
<http://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/>

**千葉県／千葉市 オークラ千葉ホテル**

ビジネスシングル **7,865円** (税込)～  
(1名様利用、素泊り)  
温浴施設は無料。千葉中心街からのアクセスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3  
☎043-248-1111  
<https://www.okura-chiba.com/>

**千葉県／鴨川市 黒潮荘**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **14,065円** (税サ入湯税込)～  
(特定日は別料金) 南房総の観光拠点に最適な施設です。様々なシーンでご利用ください。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565  
☎04-7092-2205  
<https://www.kuroshioso.jp/>

**東京都／千代田区 東京グリーンパレス**

[シニア宿泊プラン] 1泊朝食付  
日・月曜日(休前日除外)シングル **6,400円**・ツイン **6,400円**※  
日・月以外シングル **9,000円**・ツイン **8,200円**※  
※ツインは2名利用時の1名様あたりの料金です。

〒102-0084 東京都千代田区二番町1番地  
☎03-5210-4600  
<https://www.tokyogp.com/>

**東京都／立川市 ホテル日航立川 東京**

1泊料金(1室1名様素泊り)  
シングル **11,716円** (税込)～  
様々なプランをご用意しておりますので、詳しくは施設にお問合せください。

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1  
☎042-521-1111 (代)  
<https://hotelnikko-tachikawatokyo.jp>

**神奈川県／足柄下郡 湯河原温泉 ちとせ**

1泊2食付(税サ入湯税込)  
平日 **11,200円**～  
土・祝前日 **14,517円**～  
詳しくは施設にお問合せください。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1  
☎0465-63-0121  
<https://www.yugawara-chitose.jp/>

**山梨県／笛吹市 ホテルやまなみ**

1泊2食付(税込)  
平日 **11,645円**～ 土・休前日 **14,307円**～  
詳しくは施設にお問合せください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1  
☎055-262-5522  
<https://www.hotelamanami.com/>



**新潟県／長岡市 アクアーレ長岡**

1泊2食付 **9,350円**～(税入湯税込)  
(令和4年7月1日から料金改定)  
温泉、プール、マシンジム、スタジオを完備した健康増進施設です。詳細はホームページをご覧ください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1  
☎0258-47-5656  
<https://www.aquarenagaoka.or.jp/>

**新潟県／村上市 濱波はまなす荘**

1泊2食付 **9,951円**～(税サ入湯税込)  
お部屋や大浴場からは日本海の夕陽を一望。  
温泉を100%利用したエコでいやしの施設です。  
詳しくは直接お電話にてお問合せください。

〒958-0037 新潟県村上市濱波温泉1-2-17  
☎0254-52-5291  
<http://www.kyousai-niigata.jp/>

**富山県／中新川郡 グリーンビュー立山**

「立山黒部アルペンルート」観光に最適のお宿。夕食時フリードリンクサービスなど“5個のものでなし”付き1泊2食プラン(税込)  
平日 **12,900円**～、休前日・特定日 **15,100円**～。※料金は利用日・人数で変動します。詳細はホームページをご覧ください。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原  
☎076-482-1716  
<https://www.greenview-t.com>

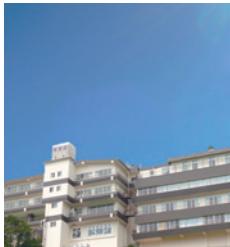
**石川県／小松市 おびし荘**

1泊2食付 **9,800円**～  
開湯1300年の由緒ある名湯と新鮮な日本海の幸をお愉しみください。  
金沢市街から車で約1時間。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55  
☎0761-65-1831  
<http://obishiso.com/>



福井県  
あわら市 **越路**  
1泊2食付(税サ込) 開散期 **10,400円**～  
通常期 **11,100円**～ 繁忙期 **12,200円**～  
※開散期、通常期、繁忙期の区分はホームページをご覧ください。  
〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201  
☎ 0776-77-3151  
<http://www.koshiji.biz/>



岐阜県  
下呂市 **紫雲荘**  
1泊2食付 **11,040円**(税サ込)～  
令和5年3月末をもって閉館いたしますので、  
この機会にぜひご利用ください。  
〒509-2207 岐阜県下呂市湯之島692  
☎ 0576-25-2101  
<https://www.geroonsen-shiunso.com/>



静岡県  
熱海市 **シーサイドいづたが**  
1泊2食付(2名1室利用時の1名当たりの料金)  
平日料金(日～木曜泊) **12,250円**(税サ込)～  
※除外日:夏季、年末年始、休日の前泊  
夕食はお部屋でくつろぎながらお愉しみください。  
〒413-0101 静岡県熱海市上多賀2  
☎ 0120-73-1241  
<https://www.t-kyosai.jp/izutaga/>





三重県  
志摩市 **サンペルラ志摩**  
[シルバープラン]  
日曜日～金曜日宿泊限定 1泊2食付・梅ご膳 **10,890円** ※除外日がございますので、詳しくは施設にお問合せください。  
〒517-0204 三重県志摩市磯部町的矢314  
☎ 0599-57-2130  
<https://www.sunperla-shima.jp/>



滋賀県  
大津市 **ホテルピアザびわ湖**  
※新型コロナウイルス感染症の軽症者様等の宿泊療養施設として現在休館中です。再開の時期や宿泊等のプランについては、詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたします。ご利用予定の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  
〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20  
☎ 077-527-6333  
<https://www.hotelpiazza.com/>



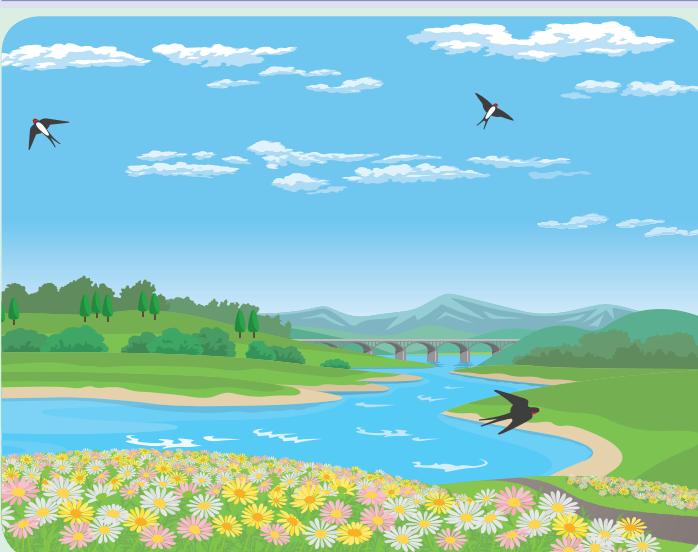
大阪府  
大阪市 **シティプラザ大阪**  
1室素泊り シングル **9,600円**  
コンパクトツイン **14,050円**  
〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31  
☎ 06-6947-7702  
<https://www.cityplaza.or.jp/>



兵庫県  
神戸市 **ひょうご共済会館**  
[得とくプラン](繁忙日を除く)  
1泊夕食付 **7,300円** (朝食サービス)  
[宿泊料金](朝食サービス)  
シングル **6,300円**～、ツイン **5,800円**～、和室 **5,000円**～  
〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13  
☎ 078-222-2600  
<http://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan/>



兵庫県  
美方郡 **ゆめ春来**  
[シルバープラン]  
1泊2食付 **10,400円** (入湯税別)  
※対象期間についてはお問合せください。  
〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6  
☎ 0796-99-2211  
<http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>





鳥取県  
東伯郡 **渓泉閣**  
・宿泊(1泊2食付)  
※入湯税(150円)別途  
日～木曜日 **7,999円**～  
・日帰り(昼食、入浴、部屋食) **3,700円**～  
〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180  
☎ 0858-43-0828  
<http://www.keisenkaku.com/>



島根県  
松江市 **ホテル白鳥**  
シングル素泊り **6,650円** (税サ込)～  
ツイン素泊り (1名料金) **6,250円** (税サ込)～  
お得な2食付宿泊プランもございます。  
詳しくは直接お問合せください。  
〒690-0852 島根県松江市千鳥町20  
☎ 0852-21-6195  
<https://www.hotel-hakuchou.jp>

**サン・ピーチ OKAYAMA**

岡山県／岡山市

1泊朝食付(税サ込) シングル **7,535円～** ツイン  
(2名1室) **6,385円～** 和室(4名以上) **6,930円～**  
お得な2食付プランもご用意しております。詳しくは、ホームページまたは直接お問い合わせください。

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31  
☎ 086-225-0631  
<https://www.sunpeach.jp/>

**コテージ湯の山**

広島県／広島市

グループ棟(定員10名) 宿泊**5,100円** 休憩**2,550円**  
家族棟(定員5名) 宿泊**3,100円** 休憩**1,550円**  
※それぞれ1棟あたり(税込)の利用料です。宿泊施設利用助成券はご利用できませんので、ご了承ください。詳細については広島市職員共済組合へお問合せください。

〒738-0601 広島県広島市佐伯区湯来町大字和田128-2  
☎ 082-504-2062  
<https://ctv-yado.jp/yado/yunoyama/>

**防長苑**

山口県／山口市

**【和み宿泊パック】**  
**9,000円** (金・土・祝前日・春・夏・冬休みを除く)  
ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理をどうぞ。

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29  
☎ 083-922-3555  
<https://www.bochoen.jp/>



**ホテル千秋閣**

徳島県／徳島市

シングル **6,050円** (税サ込)  
ツイン(2名1室) **12,342円** (税サ込)～  
**【料理長おすすめ1泊2食付プラン】**  
お一人様 **8,700円** (税サ込)

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55  
☎ 088-622-9121  
<https://www.sensyukaku.jp/>

**ホテルマリンパレスさぬき**

香川県／高松市

シングル1泊素泊り **5,082円** (税込)～  
ツイン(2名1室)1泊素泊り **4,840円** (税込)～  
**【休前日限定プラン】**  
1泊2食付 **11,940円** (税込)～

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4  
☎ 087-851-6677  
<https://www.mp-sanuki.jp/>

**えひめ共済会館**

愛媛県／松山市

松山市の中心に位置し、交通アクセス良好。駐車29台 シングルバスなし **3,630円** (税込)～、ツイン・和室(2名1室) **4,510円** (税込)～ 朝食バイキング **700円** (税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1  
☎ 089-945-6311  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

**高知共済会館 COMMUNITY SQUARE**

高知県／高知市

**【シニア宿泊プラン】**  
素泊 **5,120円** (税・サ込)1泊朝食付 **6,000円** (税・サ込)～  
※ご予約時にシニアプランを見てご予約とお申し付けください。詳細はホームページ又は直接、お問い合わせ下さい。

〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20  
☎ 088-823-3211  
<https://www.kochi-cs.jp>

**ひまわり荘**

宮崎県／宮崎市

JR 宮崎駅より徒歩約 9 分、宮崎の中心部に位置する落ち着いたホテルです。  
1泊1名様 (税込) シングル **6,050円～**  
ツイン **5,610円～**

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5  
☎ 0985-24-5285  
<http://www.himawarisou.com/>

**マリンパレスかごしま**

鹿児島県／鹿児島市

1泊朝食付 (税サ込)  
シングル **8,620円～** ツイン **8,015円～**  
和室 **7,410円～**  
詳しくは施設へ直接お問合せください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8  
☎ 099-253-8822  
<https://www.maripala.com/>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業等の対応を行う場合もございますので、詳細については利用施設に直接お問合せください。
- ・年金受給権者の方は、次の共済組合等が運営する宿泊施設についても相互利用することができます。  
なお、施設によっては利用を制限している場合もありますので、利用施設に直接お問合せください。

●国家公務員共済組合連合会	<a href="https://www.kkr.or.jp/hotel/">https://www.kkr.or.jp/hotel/</a>
●防衛省共済組合	<a href="https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/">https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/</a>
●日本私立学校振興・共済事業団	<a href="https://www.shigakukyosai.jp/yado/index.html">https://www.shigakukyosai.jp/yado/index.html</a>
●地方職員共済組合	<a href="https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/">https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/</a>
●公立学校共済組合	<a href="https://www.kourituyasuragi.jp/">https://www.kourituyasuragi.jp/</a>
●警察共済組合	<a href="https://www.keikyo.jp/syuku01.php">https://www.keikyo.jp/syuku01.php</a>
●東京都職員共済組合	<a href="https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/">https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/</a>

# 令和4年4月から加給年金額の支給停止のしくみが変わりました

在職中の年金受給の在り方の見直しに伴い、加給年金額の支給停止のしくみについても見直しが行われました。

## 改正前(令和4年3月31日まで)

加給年金額対象者である配偶者が、

- ① 退職共済年金、老齢厚生年金  
(加入期間が20年以上または20年以上とみなされるものに限ります。)
- ② 障害共済年金、障害厚生年金、障害基礎年金

を受給することになったとき、加給年金額を停止する

ただし、①や②の年金が全額支給停止されているときは、加給年金額の停止は行わない

## 改正後(令和4年4月1日から)

加給年金額対象者である配偶者が、

- ① 退職共済年金、老齢厚生年金  
(加入期間が20年以上または20年以上とみなされるものに限ります。)
- ② 障害共済年金、障害厚生年金、障害基礎年金

を受給することになったとき、加給年金額を支給停止する

①の年金が全額支給停止されている場合でも、加給年金額は支給停止される  
②の年金が全額支給停止されているときは、加給年金額の支給停止は行わない

令和4年3月までのしくみでは、加給年金額の加算対象となっている配偶者が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金等を受給できる場合は、加給年金額が支給停止されましたが、例外として、その配偶者の年金が在職老齢年金制度等により全額支給停止となる場合、加給年金額が支給されるしくみになっていました。

上記の例外について、令和4年4月からは、配偶者の①の年金が全額支給停止されている場合であっても、加給年金額は支給停止されることとなりました。

※令和4年3月31日時点において、配偶者の①の年金が全額支給停止されていることにより、加給年金額が加算されている年金を受給している方については、経過措置により、令和4年4月1日以降も加給年金額が支給されますが、次のいずれかに該当した場合、経過措置は終了となり、加給年金額は支給停止となります。

- 加給年金額が加算されているご本人の年金が、在職老齢年金制度等により、全額支給停止となったとき(経過的過算額、繰下げ加算額または職域年金部分のみが支給される場合を含みます。)
- 令和4年3月時点で、加給年金額対象者である配偶者が雇用保険法による基本手当を受給していることにより、配偶者の①の年金が全額支給停止となっている場合で、失業給付の受給が終わり、配偶者の①の年金の支給停止が解除されたとき
- 加給年金額対象者である配偶者の①の年金が他の年金の支給を受けることにより全額停止となったとき

# こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



**届出が遅れると年金の過払いとなることがあります。  
過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。**

## 1 再就職したとき・議会議員に就任したとき

### ①再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金および退職等年金給付を受けている方が公務員として再就職した場合には、届出が必要です。

### ②議会議員に就任したとき

老齢厚生年金および退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の異動や期末手当の支給があったときは、異動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要があります。

## 2 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。



※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

※住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届出は不要です。

## 3 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出が必要です。

### もしご本人がお亡くなりになったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へすみやかにご連絡ください。

各種お手続きのご案内をします。

## 4 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている方が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

※事実婚(内縁)関係とは婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同生活を送っている関係をいいます。

なお、遺族厚生年金・遺族共済年金を受けている子が直系血族および直系姻族以外の方の養子になった場合も、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

また、復氏しても受給権は消滅しませんが、氏名変更の手続きを行う必要があります。

## 5 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

○加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金(詳しくは5ページをご参照ください。)を受給することとなったとき(ただし、加給年金額対象者である配偶者が65歳となって年金を受給することとなった場合は、届出は不要です。)

○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

○加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など

## 6 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、届出により加給年金額が加算されます。

### 年金相談コーナー



遺族年金を受給していますが、再婚をすると遺族年金はどうなりますか。



再婚(事実婚を含みます。)をすると、受給権を失います。

#### 遺族年金が失権となる場合

遺族年金を受けている方が次の事由に該当したときは、遺族年金が失権となります。

- 亡くなったとき
- 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
- 婚姻をした(事実婚を含みます。)とき
- 離縁したとき

※事実婚(内縁)関係とは婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同生活を送っている関係をいいます。

遺族年金を受給している方が婚姻(事実婚を含みます。)をすると、遺族年金を受ける権利がなくなります。この場合、法令により共済組合に届出の義務があります。

婚姻(事実婚を含みます。)したにもかかわらず、故意に届出をせずに遺族年金を受給し続けると、遺族年金を不正に受給したことになり、刑法により詐欺罪に問われることがあります。

失権事由に該当したときはすみやかに届出をお願いします。

# ねんきんカレンダー

令和4年6月  
(2022年)

～ 令和5年6月  
(2023年) までの  
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他
令和4年	6月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1
	6月15日(水)	年金支給日(4月・5月分) ※2
	8月15日(月)	年金支給日(6月・7月分) ※2
	10月14日(金)	年金支給日(8月・9月分) ※2
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	12月15日(木)	年金支給日(10月・11月分) ※2
令和5年	1月下旬	令和4年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月15日(水)	年金支給日(12月・1月分) ※2
	4月14日(金)	年金支給日(2月・3月分) ※2
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	6月15日(木)	年金支給日(4月・5月分) ※2

※1 【年金支払通知書】は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年金支払通知書】を送付します。

ただし、2月の【年金支払通知書】は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

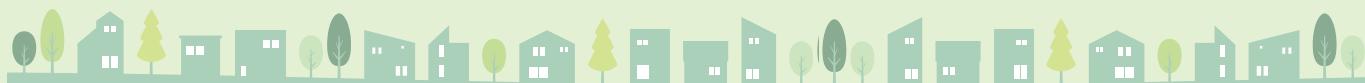
(端数調整：各期支払額における1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)

また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】が送付されない場合があります。ご了承ください。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。  
年金が振り込まれる月であっても【年金支払通知書】が送付されない場合があります。



## 年金相談窓口について

年金相談は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて受け付けています。

封筒に記載の共済組合にお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間：月曜日～金曜日(祝日年末年始を除く) 午前9時～午後5時

# 年金だより

・第31号 令和4年6月

発行：全国市町村職員共済組合連合会  
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地  
ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>  
『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。